生産者補償制度に転換した中国のトウモロコシ政策

──価格支持から直接支払いへ──

理事研究員　阮　蔚（Ruan Wei）

〔要　　旨〕

21世紀に入り，中国は経済体制の全面的市場化のなかで，農業と他部門の経済的均衡を図り，また食糧を増産させるために，所得移転を伴う価格支持政策を導入した。支持価格の引上げにより農家の所得増と食糧増産を同時に達成した反面，輸入穀物との価格逆転が生じた。それにWTO加盟時に約束した低関税が加わり，安い輸入品が急増し，増産した国内の穀物は売れずに政府在庫として空前の規模に膨張した。中国は2014年以降，大豆やトウモロコシにおいて価格支持から目標価格制度（不足払い），生産者補償制度という直接支払いへと転換を始めた。すでに国産穀物の価格下落，輸入抑制等の効果が確認されたが，同時に生産者収益と国内生産量の減少ももたらされた。

本稿では中国のトウモロコシに導入された生産者補償制度について内容を紹介し，WTO農業合意の国内助成の上限との関係を分析するとともに，その政策転換が中国農業と世界の穀物市場に与える影響を検討する。

目　次

はじめに
1　トウモロコシ価格支持政策の破綻とその要因
（1）　価格支持政策の導入
（2）　内外価格の逆転と輸入の増加
（3）　巨大な政府在庫
（4）　低関税による価格支持政策の破綻
2　大豆と綿花における「目標価格制度」の試行経験
（1）　「目標価格制度」の模索
（2）　目標価格制度の試行からの示唆
3　トウモロコシの「生産者補償制度」への転換
（1）　トウモロコシの価格支持政策の廃止
（2）　「青の政策」を目指すトウモロコシの生産者補償制度
（3）　トウモロコシ生産者補償制度の内容
（4）　不足払い的要素を加味した直接支払い
（5）　大豆との収益格差の解消
4　生産者補償制度の国内と世界穀物市場への影響

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

はじめに

中国は2014年に「食糧の完全自給」から「輸入を食糧安全保障の柱の一つに加える」という食糧安全保障戦略上の大転換に踏み切った（阮（2014））。それとともに，食糧増産の基盤となっていた「価格支持政策」の抜本的改革に着手した。

これまで価格支持政策による生産刺激によって，国産食糧の大増産がもたらされた反面，国産品価格が輸入品の価格を上回るという史上初めての逆転状況が市場で恒常化し，15年まで政府が買い入れた穀物在庫は空前の規模に膨張した。その背景には，中国がWTO加盟時に受諾した関税等国境措置が先進国に比べても低く，事実上，国産農産物の防波堤として機能しなくなり，輸入が急増したという状況がある。なかでもトウモロコシの政府在庫は中国を除く世界の在庫の２倍以上に達し，中国農政にとっても世界の穀物市場にとっても重い負担としてのしかかっている。トウモロコシ等に関する中国の価格支持政策は実質的に破綻し，政策の転換が不可欠となっている。

米国は16年９月13日，中国をWTOに提訴した。中国は小麦やトウモロコシ，米の生産者にWTOが認める基準を1,000億ドル近く上回る補助金を支給し，これが中国の生産拡大と世界的穀物価格の低下をもたらし，米国の農家に損失を与えたと米国政府は主張している。米国の主張が事実かどうかは別として，提訴の根拠となっているのは中国の価格支持政策であるが，米国が提訴する以前に中国政府自身はすでに価格支持政策の改革に着手したのである。

ただし，価格支持政策が転換されても，米や小麦という主食穀物のほぼ完全自給，トウモロコシ等飼料穀物の基本的自給という原則は変わらない。その原則の達成に向けた価格支持政策の改革では，まず14年から国内生産量の少ない大豆と綿花において「目標価格制度」（不足払い[注1]）への転換を模索した。その経験を踏まえて，16年にトウモロコシの価格支持政策の抜本的改革に踏み切った。中国のトウモロコシは需要量も在庫量も巨大であり，その改革の成否は世界の穀物市場にも大きな影響を及ぼすことになる。

本稿は，トウモロコシの「生産者補償制度」導入の背景とその内容を概説し，中国農業と世界穀物市場に対する影響を考察する。また，その前段として，価格支持政策が機能しなくなった要因を説明し，大豆と綿花における目標価格制度の試行結果とその問題点について指摘する。

（注１）大豆と綿花における目標価格制度は，阮（2015）では「不足払い制度」という用語を使ったが，中国では「目標価格制度」という名称を使っているため，本稿は不足払いという意味で中国の原文である「目標価格制度」という用語を用いる。

1　トウモロコシ価格支持政策の破綻とその要因

（1）　価格支持政策の導入

中国は建国直後の50年代初頭に工業化に

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

動き出したが，国内の資本蓄積は少なく，外資の導入もほとんどない状況の下で工業化の原資は農業部門から絞り出すしかなかった。そのために実施してきた低価格での農産物強制供出という途上国型搾取的農政が，修正・緩和しながらも20世紀最後の時期まで維持されていた。

80年からの経済改革開放政策によって外資の誘致と輸出のけん引で経済が発展し，所得も上昇してきた。それを受けて，90年代後半からようやく搾取的農政から先進国型の保護的農政に転換するようになった。搾取的農政から完全に転換したのは，53年から実施してきた食糧買付価格を低く抑える義務的供出の「食管制度」を完全に廃止した04年である。

この食管制度の廃止とともに,「市場供給を維持し農家の利益を守るため，国務院の決定により不足している重点食糧品目に対して，食糧主産地において最低買付価格を適用する」という価格支持制度を導入した。

これを受け，米（04年から），小麦（06年から），トウモロコシ（07年から），大豆と菜種（08年から），綿花と砂糖（11年から）に，段階的に，また全国的ではなくそれぞれの主要産地に限定して，価格支持政策を実施することになった。

中国は21世紀初頭に搾取的農政を脱却したものの農民の収入は世界的にみても低く，農業と他産業との所得格差が依然として大きい。また，巨大人口を養うために，依然として食糧には増産あるいは生産維持の圧力もあった。所得格差の是正，食糧生産の維持・拡大には所得移転と生産刺激の両面の効果を持つ価格支持政策が必要だったのである。

なお，中国の価格支持政策では，主食の米と小麦を対象とする「最低買付価格」政策と，それ以外の農産物を対象とする「臨時買付保管」政策という，重要度によって差をつける制度を導入している（第１表）。

07年の世界穀物市場の高騰を受けて，中

第1表　中国の食糧価格支持制度

	最低買付価格政策				臨時買付保管政策	
	米			小麦	トウモロコシ	大豆
	インディカ早稲	インディカ中晩稲	ジャポニカ稲			
実施期間	04年から現在			06年から現在	07～15年（16年から生産者補償制度）	08～13年（14年から目標価格制度）
対象地域	安徽, 江西, 湖北, 湖南, 広西（5省･自治区）	安徽, 江西, 湖北, 湖南, 四川, 江蘇, 河南, 広西（8省･自治区）	吉林, 黒龍江, 遼寧（3省）	河北, 江蘇, 安徽, 山東, 河南, 湖北（6省）	吉林, 黒龍江, 遼寧, 内蒙古（4省･自治区）	吉林, 黒龍江, 遼寧, 内蒙古（4省･自治区）
価格の発表時期	播種前	播種前	播種前	播種前	収穫時期	収穫時期
買付期間	当年7月中旬～9月末	当年9月中旬～翌年1月末	当年10月中旬～翌年2月末	当年5月下旬～9月末	当年11月下旬～翌年4月末	当年11月下旬～翌年4月末

資料　国家発展改革委員会

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

国政府は国内増産の方針を採り，また人件費等生産コストの上昇を受けて農家の所得向上により他産業との所得格差を縮小させるため，08年から支持価格を大幅に引き上げてきた。07～14年の間に，支持価格はジャポニカ米で106.7％，小麦で71.0％，トウモロコシで60.0％，大豆で24.3％（08～13年の間）引き上げられた。

これによって穀物生産の収益性が高まり，穀物生産農家の所得が向上する一方で，穀物生産量も15年まで連続12年間の増産となった。

その中で，特にトウモロコシの生産量は07年の１億4,700万トンから15年の２億2,463万トンへと52.8％も増えた。作付面積をみると，トウモロコシは07～15年の間に2,948万haから3,812万haへと29.3％増え，米，小麦，トウモロコシ，大豆からなる４大食糧の作付面積全体に占めるトウモロコシの割合は32.4％から38.5％へと6.1ポイント拡大した（第１図）。そのうち，最大のトウモロコシ生産地である黒龍江省は388万haから582万haへと194万ha（49.9％）も拡大し，これは日本の農産物作付延べ面積415万ha（14年）を約４割上回っている（第２図）。黒龍江省は中国でトウモロコシの生産面積が最も拡大した地域であり，また，内蒙古も201.3万haから340.7万haへと140万ha増え，２位の吉林省（380万ha）に近付こうとしている。その結果，中国のトウモロコシ作付面積に占める東北４省・区（内蒙古自治区，遼寧省，吉林省と黒龍江省，以下「４省・区」という）の割合は07～15年の間に36.5％（1,075万ha）から40.5％（1,545万ha）に４ポイント拡大した。

第１図　中国の食糧作付面積

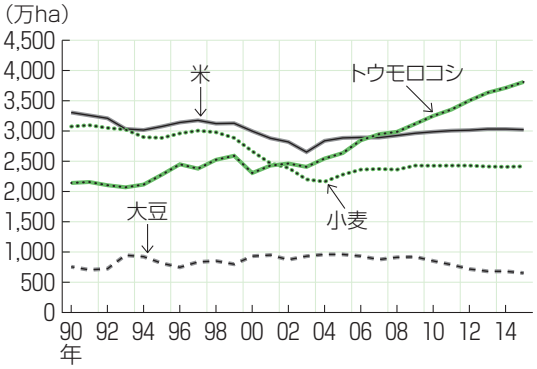

資料　『中国農村統計年鑑』各年版

第２図　東北4省・区のトウモロコシ作付面積

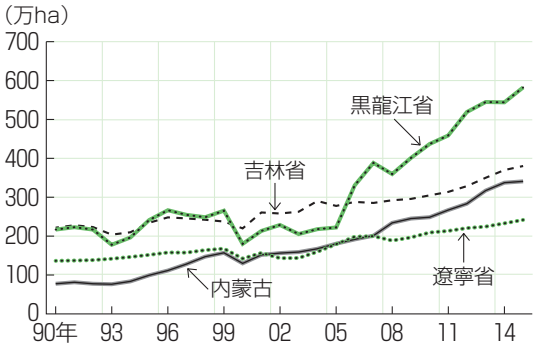

資料　第1図に同じ

この４省・区の15年におけるトウモロコシ作付面積1,545万haは，EU全域のトウモロコシ作付面積957万haより61.4％も大きく，世界３位のトウモロコシ生産国ブラジル1,543万haの作付面積に匹敵する。

なお，穀物生産がもうかるため増産ブームが起き，トウモロコシ生産用の借地の地代は08～15年の間に３倍以上に値上がりし，土地を借りて生産規模を拡大した生産者にとってコスト増の大きな要因となった。

(2)　内外価格の逆転と輸入の増加

しかし，12年頃から支持価格制度の問題

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

点が露呈し始めた。トウモロコシの最大の需要地である広東省では，国産トウモロコシの価格は輸入価格を上回るようになったのである。その差は年々拡大し，15年に両者の差が63.3％に達し，最高関税率の65％に近付いている（第３図）。

ここで問題となったのは，中国の関税保護水準の低さである。01年の中国のWTO加盟時に交わされた農業分野の合意により，非関税措置の撤廃，重要品目の米，小麦，トウモロコシ，綿花の４品目において関税割当制を実施し，割当枠（米532万トン，小麦963.6万トン，トウモロコシ720万トン）内の関税率は１％，割当枠外の２次関税率は３種類の穀物とも65％となった。つまり，中国では輸入価格が低下しても輸入抑制の効果を持つ重量税は重要農産物にも適用できていない。そのうえに２次関税率の65％が農産物の最高税率となった。これは日本の重量税となっている米関税率341円/kg（従価税換算778％）と比べていかに低いかわかる。そのほかの関税率は，大豆３％，ソルガム２％，大麦1.5％，DDGS（乾燥したトウモロコシの蒸留かす）５％，冷凍豚肉６％，牛肉12％と全般的に低い。

国産穀物が輸入品より高いため，国内需要者は輸入品を選び，海外からの穀物輸入は12年から急増を始めた。米，小麦，トウモロコシ，大豆の４品目を合わせた食糧の純輸入量は，11年の5,531万トンから15年の9,225万トンへと66.8％も拡大したのである。

そのうち，11年までほとんど輸入がなかったトウモロコシも，12年から輸入が一気に増加した。また，13年末に中国は認定していないトウモロコシ遺伝子組換え（GMO）品種（MIR162）の輸入の取締まりを強化したことがきっかけとなり，中国の配合飼料メーカー等需要者は，14年にトウモロコシの代替品として関税率の低い割当枠の制限もないソルガムや大麦，DDGS，キャッサバの輸入に切り替え，その輸入量は14年に前年比69.5％増の2,542万トン，15年にはさらに前年比49.3％増の3,794万トンへと拡大した（第４図）。GMO規制で国内需要者に国産トウモロコシを使わせようとしても，トウモロコシ代替品の関税率が低いことが仇となり，逆に飼料の原料範囲を広げ，トウ

第3図　トウモロコシの国内価格と輸入価格

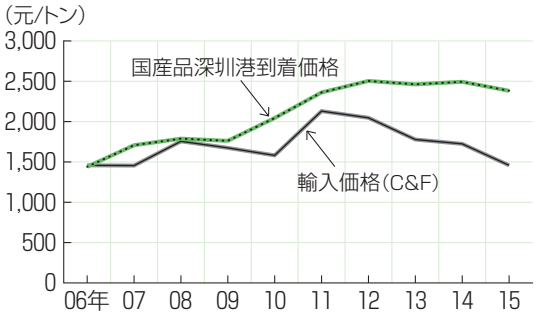

資料　中国海関統計，国家糧油信息センター

第4図　中国のトウモロコシとその代替品の輸入

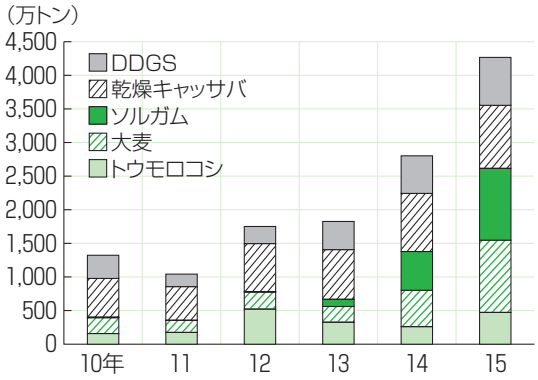

資料　UN Comtrade

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

モロコシ代替品の輸入を増やす結果となった。15年にトウモロコシの輸入量473万トンを入れると，飼料穀物の輸入量は4,267万トンに膨らみ，大豆の輸入量8,174万トンを加えると中国は１億2,441万トンもの巨大食糧輸入国となった。

このように関税の保護水準が低い状況の下で，国内価格を引き上げた価格支持政策は，意図せざる結果として輸入促進策にもなってしまったのである。

(3)　巨大な政府在庫

こうした輸入の急増により，売れなくなった国産穀物の大半は政府在庫となり，「政府のトウモロコシ在庫は2.2～2.5億トン」とする説が16年に中国のマスコミに頻繁に登場し，市場に不安を与えた。その数字が正しければ，その規模は中国を除く世界のトウモロコシ在庫の２倍以上に当たり，一国の穀物在庫としてこれまで世界で経験したことのない量の在庫が中国に積み上げられているのではないかとみられる。

12年以降，政府の支持価格が市場価格より高くなる状況が一般化し，農家はトウモロコシの大部分を有利な支持価格で政府に売るようになった。支持価格による政府のトウモロコシ買付量は，12年度3,083万トン，13年度6,919万トン，14年度8,279万トン，15年度１億トンになった。４年合計の買付量は２億8,281万トンに達し，その多くを売れないまま政府在庫として抱えていることになる。

一方，流通しているトウモロコシの大半が国の買付けとなったことは，民間の食糧流通加工企業を買付市場から追い出す結果ともなり，「流通システムの多様化と食品加工業の振興」という04年の食糧流通市場化改革の目標とは正反対の結果を招来してしまった。

(4)　低関税による価格支持政策の破綻

こうして，01年のWTO農業合意で決められた低関税が，07年にスタートした中国のトウモロコシ価格支持政策をわずか７年間で破綻させてしまったのである。WTO加盟交渉の時点において中国当局者でこれほど短期間に関税という防波堤が突破され穀物が怒とうの勢いで輸入されると予想した人物はいなかっただろう。

農業と他部門の経済的均衡が達成されていない段階では，価格支持政策が所得分配効果と増産効果の高い政策であることは，中国における数年間の実施で証明された。同じことは，30年間以上にわたり高水準の価格支持政策を実施したEUでも同様の効果があった。

EUは食料の自給体制を確立するために62年（前身のEEC）に価格支持政策を中核とする域内「共通農業政策（CAP）」を導入した。支持価格は市場価格の上限に近い高水準に設定されたため，生産者の所得増と，対象となる農畜産物の全面的増産を同時にもたらした。

EUは長期的な農畜産物の供給過剰の状況に直面したが，ウルグアイラウンド前は，農業がガット交渉のテーマになっていなか

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

ったこともあり，「可変課徴金（可変関税と同様の効果）」という「非関税措置」によって輸入品を遮断して域内市場を守った。そのうえで輸出補助金付きで余剰農産物を国際市場向けに売却処分した。(注2)

それに対して，中国はWTO農業合意により，非関税措置の撤廃，関税率の大幅引下げ，輸出補助金の使用禁止とされているため，輸出するどころか，大きく開放した国内市場は輸入品にとられてしまった。

EUの価格支持政策は，長期的供給過剰をもたらすと同時に巨額の輸出補助金まで必要とする段階まできたところで持続不可能となり，92年に「価格支持水準の引下げ」と生産者に対して「休耕を伴う『直接支払い』の導入」という抜本的な改革を断行した。「マクシャリー改革」である。振り返れば高水準の価格支持政策は62年から92年まで30年間も継続された。(注3)

これに対し，一人当たりGDPが低く，農工間の所得格差も依然として大きい中国では，所得移転を伴う価格支持政策が効果を発揮する発展段階にあるが，わずか７年間で転換せざるを得なかった。WTO加盟時に約束した低関税率等により，価格支持政策が機能する前提となる国内価格が輸入価格を上回らないという条件が14年以降満たせなくなったからである。

EUに遅れて国際経済のテーブルに着いた中国は与えられた分け前がきわめて小さく，そのツケは中国農民と政府財政が負担することになったのである。

（注２） 輸出市場の奪い合いを意味する80年代の「米・EU小麦輸出戦争」の勃発にもつながった。

（注３） EUは水準を引き下げたうえで価格支持政策を今日も維持している。

2　大豆と綿花における「目標価格制度」の試行経験

(1)「目標価格制度」の模索

中国は14年から価格支持政策の改革に動き出した（阮（2015））。前述したように，最も問題になっているのはトウモロコシであるが，トウモロコシ生産者の数や生産量と需要量，そして改革に必要な財政資金はいずれも巨大であるため，政策転換の影響が大きく，失敗が許されない。

そのため，漸進的手法という考え方に基づき，まず，輸入量がすでに多く国内生産量が少ない大豆と綿花を対象に，14年から一部の主要産地に限って目標価格制度への転換を試行し始めた。従来は政府が「支持価格で買い入れて市況の回復・上昇を図る」仕組みであったのに対して，新制度は「買付けと価格決定は市場に任せ，政府があらかじめ設定した目標価格と現実の市場価格との差額を農家に補償する」直接支払いへの大転換であり（第５図），目標価格は全国の平均的生産費に一定の利益を補償する水準とされる。これは米国などで用いられている不足払い型の制度であるということができる。

目標価格制度を選んだのは，関税による農産物保護水準が低くても「農家の所得安定」と「価格競争力の引上げによる生産量の維持」を同時に達成できることが40年以

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第5図　大豆の目標価格制度のイメージ図

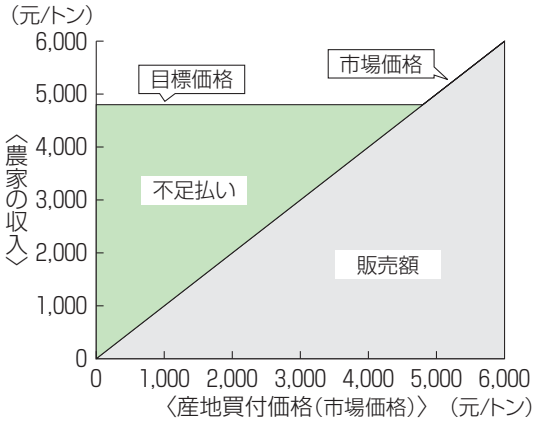

資料　筆者作成

上も実施してきた米国で実証されているためである。人口大国の中国は価格支持政策をやめるにしても，依然として重要農産物の高い自給率を維持する必要があり，生産量の維持が不可欠であるからである。

一方，トウモロコシの価格支持政策は15年度まで維持されたが，それまで年々引き上げられてきた支持価格は14年に前年並みに据え置かれ，15年度にトン当たり前年比10.7％引き下げられ，08年以降続いてきた買付価格の上昇は止まった。この引下げに際して生産者への補償はなく，そのことによって，農家のトウモロコシ増産意欲を抑えたく，また支持価格の引上げによって農家の所得向上を図るこれまでの農政から抜けだそうとする政府の意図が農民にも市場にも明確に示された。

(2)　目標価格制度の試行からの示唆

大豆と綿花の目標価格制度の試行期間は14～16年度の３年間であった。綿花については初年度から市場価格の大幅下落，国内需要の国産綿花への回帰，および輸入量の減少という予定の効果が表れた。また，２年目から生産面積ではなく販売量に応じて直接支払いを行うように変更したことによって，面積の測定や確認等にかかる行政コストが軽減された。こうした効果が認められ，３年間の試行期間後，綿花は本格的に目標価格制度に転換する旨が17年２月公表の１号文件（農業政策の年度指導方針）によって示された。

ただし，成功したようにみえる綿花の目標価格制度も不安定要素をはらんでいる。これもまたWTO農業合意による制限にぶつかり，先述した低関税以外に，国内農業助成にも厳しい上限が課されているからである。

WTOルールは，先進国主導の下で生産刺激的な農業助成，いわば「黄色の政策」について実績主義を採用している。それが中国にとって不利であるのは，中国はWTO加盟まで生産刺激的な国内農業助成をとっておらず，実績がないためである。手厚い農業保護を行っていた先進国と違って，中国がWTOにおいて認められる国内農業助成の上限は，削減対象となる生産刺激的国内助成合計量（AMS）の計算から除外されるいわば「デミニマス」（最低限の助成）の範囲内だけとされてしまった。また，デミニマスの大きさも，品目別の国内助成，品目を特定しない国内総助成ともに，途上国に適用される10％ではなく，途上国と先進国の５％との間の8.5％に決められた。日本やEU，米国は早い時期から手厚い国内農

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

業助成を行ってきたため，これが過去実績として認められ，さらにデミニマスも使える。こうした先進国の既得権益に比べて，保護策が不可欠とも言える膨大な零細農家を抱える中国に与えられた生産刺激的国内農業助成の枠が過酷なほどに小さいことは歴然としている。

14年に綿花と大豆で試行した目標価格制度は，価格支持政策と同様にデミニマスに算入される。そして14年の綿花の不足払い額はすでにデミニマスの上限の２倍以上にもなった。トウモロコシでも同様の目標価格制度を実施すれば，綿花と同様に初年度で8.5％のデミニマス範囲を大幅に超えてしまう可能性がある。

一方，WTO農業協定においては，当面削減対象とならない品目特定の国内助成，いわゆる「青の政策」がある。生産制限計画の下で支払われる直接支払いのうち，①固定した面積と単収に基づくもの，または②基準となる生産水準の85％以下に対するものを指す。

それに対して，17年３月16日に国務院によってその転換が正式に決められた綿花の目標価格制度は，その補償方法について「補償対象数量は基準期間（12～14年）における全国平均生産量（過去実績）の85％を上回らない」と修正された。「青の政策」を目指していると考えることができよう。(注4)

一方，大豆については，増産を狙って初年度の目標価格が前年比4.3％と高く設定されたが，予定の効果は得られなかった。例えば，吉林省の大豆作付面積は15年に前年比24.4％も減少した。その最大の要因は，大豆の収益性がトウモロコシに比べて大幅に低かったことである。

全国平均のトウモロコシと大豆の収益を比べてみよう（第６図）。14年度の大豆の収益354元/ムーに，一番高く設定された黒龍江省の不足払い単価61元/ムーを足しても，トウモロコシの収益729元/ムーの６割にも満たない（１ha＝15ムー）。大豆はトウモロコシとともに４省・区が主要産地であるが，この４省・区では気候の制約から年１作しかできず，こうした収益構造の下では生産者は当然のようにトウモロコシを選択する。すなわち，大豆の作付面積はトウモロコシに比べた収益性によって変動するので，大豆生産の政策はトウモロコシと一体で考える必要があることが明らかになった。

また，零細な大豆生産者が多いため，作付面積の測定や確認，不足払い額の支払い等にかかわる行政コストが予想以上に大きな負担となることもわかった。生産者数，作付面積が大豆の数倍にもなるトウモロコシでは，面積測定など行政コストがさらに大規模になるのは確実で，もっと合理的な

第6図　トウモロコシと大豆の所得比較

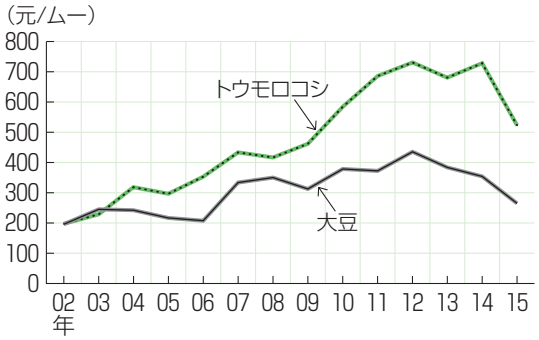

資料　『全国農産品成本収益資料滙編』各年版

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

実施方法を採る必要があることもわかったのである。

（注４）国家発展改革委財政部（2017）「関於深化綿花目標価格改革的通知」３月16日

3　トウモロコシの「生産者補償制度」への転換

(1)　トウモロコシの価格支持政策の廃止

前述した大豆と綿花に試行された目標価格制度の経験の下で，16年に中国はトウモロコシの価格支持政策の改革に踏み切った。支持価格による政府のトウモロコシ買付けを廃止し，買付けと価格形成を市場に委ねる。その代わりに，大豆と綿花のような「目標価格制度」ではなく，「生産者補償制度」を模索することとなった。

トウモロコシの生産者補償制度の構築については，中央政府は具体策を用意した大豆と綿花の目標価格制度の試行時の手法と異なり，政策の方向性と補償総額しか関与せず，具体的な制度設計（後述）は省・区の自主性に任せる形とした。

これは，トウモロコシの生産者数や作付面積等が巨大であり，畜産やコーンスターチなどトウモロコシを原料とする加工業のバリューチェーンが長く，政策変更の影響を受ける範囲が大きいためである。最初から統一的な方法を打ち出すのではなく，４省・区それぞれで現場密着型の最適制度，手法を試行し，その中から最適なものを探っていこうという発想が背景にあったと考えられる。

また，黒龍江省のトウモロコシ作付面積は，過少に見積もられている国家統計局の統計においても，15年に582万haと日本の14年の農産物作付延べ面積415万haより約４割多く，吉林省と内蒙古はその８～９割に，遼寧省もその半分以上に相当する。いわば４省・区ともトウモロコシの作付面積が一国の農産物全体の作付面積に匹敵するほど大きいこともあり，また後述の（注５）で述べている黒龍江省のように国家統計局と省統計局の統計データに大きなずれがあり，その調整に時間がかかることもあり，支払方法はそれぞれの省・区の模索に任せた方が現実的かつ賢明であるのは間違いない。

中央政府が発表したトウモロコシ価格支持政策の改革に関する主な情報は以下のようなものになる。

16年１月27日に公表された農業政策の年度指導方針，いわゆる「１号文件」にトウモロコシ価格支持制度の改革の方向性が示された。「価格形成を市場に委ね，支持価格に含まれている生産者補償を分離することを原則としてトウモロコシの買付制度の改革を進める。トウモロコシの価格は市場の需給関係を反映させると同時に，農家の合理的収益，財政の支払能力とトウモロコシ加工産業チェーンの協調的発展を総合的に検討したうえでトウモロコシ生産者補償制度を構築する」。ここでは，生産者に直接支払いを行うが，大豆と綿花に試行した目標価格制度を実施しないことが明らかになった。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

(2) 「青の政策」を目指すトウモロコシの生産者補償制度

次に，16年３月28日，国家発展改革委員会，中央農村領導工作小組，財政部，農業部，国家食糧局，中国農業銀行は共同記者会見を行い，16年度からこれまで４省・区で実施してきたトウモロコシの価格支持政策を廃止し,「生産者に合理的な収益を保障する」生産者補償制度を構築すると追加的に告示された。

さらに，16年６月20日財政部のホームページでトウモロコシ生産者補償制度の実施意見の交付という情報を発表した。詳細は公表されていないが,「中央財政は食糧買付備蓄制度の改革を大いに支持する」という『中国財政報』の記事を載せる形で中身を紹介した。国は，４省・区への単位面積当たりの補償基準を同一のものにし，支払対象面積は４省・区の過去実績（14年の作付面積と生産量）を基準にして数年間固定する。補償基準は毎年決める。

ここでは，トウモロコシの生産者補償制度はWTO農業協定上の「青の政策」を目指すよう設計されていると考えることができる。前述したように，生産制限計画の下で①固定した面積と単収に基づくもの，または②基準となる生産水準の85％以下に対して支払われる直接支払いは「青の政策」となる。上述のトウモロコシ生産者補償制度への転換にあたっては，トウモロコシ作付面積の大幅削減が前提条件となっている。20年までにトウモロコシの作付面積は14年に比べて全国で少なくともその約１割に当たる333万ha（5,000万ムー）を削減し，そのうち200万ha以上は東北地域の寒冷地および砂漠化しやすい北方の乾燥地域を対象とする（農業部（2015））。それと同時に，トウモロコシの連作から大豆等との輪作体系の構築，トウモロコシの青刈サイレージの面積拡大（20年までに167万ha〔2,500万ムー〕へ）も求められている（農業部（2016））。

次に，生産者補償の支払う対象は過去実績（14年）の生産面積と生産量に固定している。さらに対象地域は，全国生産量の約45％を占める４省・区だけであり，これは全国でみた過去実績の生産量の85％を大幅に下回っているので,「基準となる生産水準の85％以下に対するもの」という条件を満たしている。

(3) トウモロコシ生産者補償制度の内容

a 国の直接支払額

中央財政はトウモロコシ収穫前の16年８月９日に４省・区にトウモロコシ生産者補償額（直接支払い）300億元超，10月28に追加で90億元，合わせて390億元（約6,240億円）を支払った（第２表）。そのうち，内蒙古87億元，遼寧省60億元，吉林省95億元，黒龍江省149億元となっている。単品目での助成額としては中国の農政史上最大のものとなった。

国の４省・区への単位面積当たりの支払単価は同一となっていることから，上記の中央財政の補償額を14年の４省・区の生産面積で割ると，黒龍江省を除いてほかの３省・区（内蒙古，吉林省，遼寧省）は全部171

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第2表　東北4省・区のトウモロコシ生産状況と中央財政の生産者補償額

	14年 生産面積 (a)	14年 生産量 (b)	単収 (b/a)	16年 中央財政 補償額 (c)	支払単価 (c/a)	支払単価 (c/a/15)	支払単価 (c/b)
	千ha	千トン	トン/ha	億元	元/ha	元/ムー	元/トン
内蒙古	3,372	21,861	6.48	87	2,571	171	397
遼寧省	2,330	11,705	5.02	60	2,571	171	512
吉林省	3,697	27,335	7.39	95	2,571	171	348
黒龍江省	5,784	33,434	5.78	149	2,571	171	445
4省・区計 または平均	15,183	94,335	6.21	390	2,571	171	414
全国	37,123	215,646	5.81	−	−	−	−

資料　『中国統計年鑑』2015年版，本稿の参考資料
（注）　1ha=15ムー

元/ムーとなっている。ここで171元/ムーという同一の支払単価で国からの補償額を持って計算した黒龍江省の14年のトウモロコシ作付面積は578万haとなる。これは国家統計局による作付面積544万haより6.3％多い。(注5)

しかし，具体的な支払方法は４省・区に任されており，支払いエリアや支払対象，支払基準などはそれぞれの省・区内の事情に合わせて決めることとなっている。中央政府は４省・区に対して，支払額をトウモロコシの主要産地と競争力のある産地に傾斜配分することや，支払額の10％をトウモロコシの生産調整資金に活用することを認めている。生産調整資金はトウモロコシから他の作物への転作，トウモロコシの流通・貯蔵インフラの整備，畜産，加工業等の発展促進に利用される。ここで４省・区の支払方法の特徴をみてみる。

（注５）黒龍江省の省統計局による黒龍江省の13年のトウモロコシ作付面積は約719万haと国家統計局の14年の統計544万haより32.1％も多い。これは，主として08年から政府のトウモロコシ支持価格の連続的な引上げによる収益性の上昇によりその作付面積が増えたのである。おそらく，中央政府はこうした面積の一部を配慮して対象面積を578万haに引き上げて補償額を決めたのではないかと推測される。

b　省内統一支払基準の黒龍江省方式

黒龍江省の支払方法の最大の特徴は，省内統一支払単価を実施していることである。黒龍江省の確定したトウモロコシの支払面積は644万ha(注6)となり，これは16年に大豆や雑穀，牧草等への転作を除いた面積である。

前述の（注５）のように，この支払面積は国家統計局の統計面積より多く，20年までにトウモロコシ生産を中止する予定になっている環境脆弱地なども含まれる。転作や休耕などの措置が実施されるまで，そこでトウモロコシを作っている生産者の生活がかかっているため，黒龍江省はそうした土地での耕作に対しても過渡期的措置として直接支払いを行うことにした。

この644万haの面積で中央財政からの支払額149億元を割った支払単価は154元/ムーとなり，中央財政から支払われた支払単価171元/ムーより約１割低いことになった。省内では，単収の多寡を問わず一律となっ

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

ている。

（注６）「農民種地損失如何補―玉米収儲制度改革系列報道之一」経済日報（16年12月19日付）

c　省・区内の主要産地に傾斜する支払方式

黒龍江省の省内統一支払単価に対して，内蒙古，吉林省と遼寧省はともに行政管轄内の市と県（行政階層は省→市→県）の過去実績（14年）の作付面積と生産量にウエートをかけて支払額を決める方法をとっている。内蒙古と吉林省は作付面積と生産量をそれぞれ50％のウエート，遼寧省は作付面積を60％，生産量を40％のウエートにしている。この場合の作付面積と生産量は３省・区とも国家統計局による14年の統計データを使うが，遼寧省の生産量だけは国家統計局の12～14年３年平均を使う。こうした配分の割合は３省・区とも16～18年までの３年間固定することにしている。最終的に県を単位として補償単価が確定され生産者へ支払うが，県内は統一支払単価となっている。

これは，単収の高い県が支払単価も高くなるという傾斜的配分となる。例えば，吉林省の最大のトウモロコシ生産県榆樹（ゆじゅ）県の支払単価は161元/ムーと黒龍江省より高い（前掲（注５））。吉林省の支払単価を平均すると158元/ムーとなり，黒龍江省の省内統一単価154元/ムーに近い[注7]。各種報道から遼寧省も内蒙古も平均すれば黒龍江省の支払単価に近い水準になる[注8]。

（注７）吉林省のトン当たり平均支払単価320元と吉林省の14年のトウモロコシ単収493kg/ムーから計算した（吉林省政府ホームページ「吉林省食料局副局長楊光介紹我省糧食収購方面的相関情況」17年１月18日）。

（注８）生産者への支払いは４省・区とも収穫前の当年の９月30日（初年度の16年は10月31日）までに完成することになっている。支払った後，県は支払対象の氏名，支払面積，支払基準，支払完了日等情報を村単位で７日間以上公示することを義務付けており，透明性重視の姿勢がうかがえる。

（4）　不足払い的要素を加味した直接支払い

前述したように，トウモロコシの生産者直接支払額390億元は，中央政府が自主的に判断して収穫前に４省・区に支払った。支払った補償金の決定根拠は示されていないものの，「生産者の合理的利益を補償する」という旨が示されたため，大豆で試行されている目標価格制度に近い考え方ではないかと推測できる。制度の概要を推測すると以下のようになる。

推測するには目標価格と市場価格のデータが必要である。ここで，15年の政府支持価格2,000元/トンをトウモロコシの目標価格と仮定する。この価格は14年の政府支持価格2,240元/トンより10.7％低いが，それでも15年全国平均のトウモロコシ生産コストと家族労賃の合計額の約90％をカバーしており，生産を抑制しながら農家の基本収益は守るという視点から妥当と思われる。

市場価格には輸入価格を用いる。13年以降，国内市場価格は高い政府支持価格より一貫して輸入価格より高かったが，政府の価格支持制度を廃止したら，国内市場価格は輸入価格に近づくと考えられる。輸入価格は15年と16年はおおよそ1,500～1,700元の間にある。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

中央財政の支払額は390億元であるが，それを国家統計局による４省・区の14年のトウモロコシ生産量9,434万トンで割るとトン当たり414元の支払いとなる。目標価格にしている15年の政府支持価格2,000元/トンから414元/トンの生産者支払単価を引いた1,586元/トンは市場価格となるが，これは上述した15年と16年の輸入価格に近いものである。いわば，目標価格にしている15年の政府支持価格2,000元/トンと市場価格1,586元/トンの間の差額414元/トンを生産者に直接に支払う計算になっている（第８図を参照）。つまり，中央政府は価格支持政策を廃止した場合，トウモロコシの市場価格は15年の輸入価格の1,600元/トン前後まで下落すると予想して支払額を決め，予算措置を執ったとみられる。

しかし，大豆と綿花で試行した不足払いは，売った後で形成された市場価格と目標価格の差額を補てんすることになっており，市場価格がどこまで下落するか，そのリスクは生産者が負わない。しかし，中国のトウモロコシの生産者補償制度は収穫する前にあらかじめ決められた補償が支払われている。また，EUのCAP改革が支持価格を大幅に引き下げたものの，低水準で価格支持制度を維持しているのに対し，トウモロコシでの改革は価格支持政策を完全に廃止し，生産者補償しか行わないものである。つまり，中国のトウモロコシ新制度では政府想定を超えた市場価格の下落リスクは生産者が負う仕組みであり，16年度は実際にそうなってしまった。

第7図　トウモロコシの政策価格と市場価格の関係

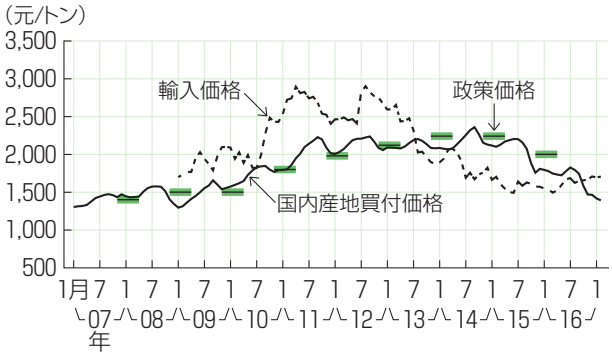

資料　国家発展改革委員会，中国海関統計，Wind
（注）トウモロコシの支持価格は臨時買付保管価格と言い，実施期間は当年11月下旬から翌年4月末まで，16年度から廃止され，生産者補償制度へ。

第8図　2016年のトウモロコシ生産者補償制度転換の内容

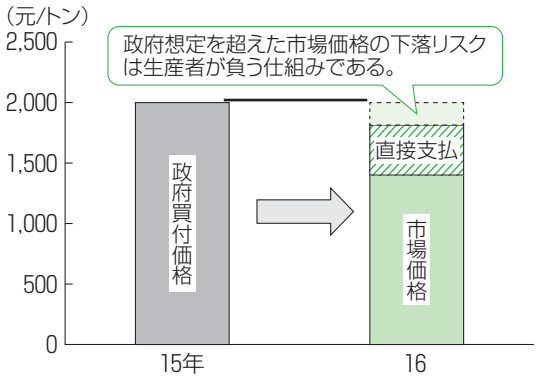

資料　筆者作成

国家改革発展委員会が公表したトウモロコシの国内産地買付価格は16年収穫期が始まる11月にすでにトン当たり1,470元台に下がった（第７図）。その後月を追って低下し，17年２月に1,392元に下がり，これは上記の計算した市場価格1,586元/トンより12.3％低い。政府補償は目標価格にしている2,000元/トンと実際の販売額との差を100％ではなく，70％程度しか補てんしなかったことになる（第８図）。それゆえに，中国のトウモロコシ生産者補償制度は完全な不足払い制度ではなく，不足払い的要素を柱とした

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

直接支払いと理解する方が妥当であろう。

(5) 大豆との収益格差の解消

こうした実際の支払単価と市場価格水準は生産者の収益にどう影響し，大豆との収益の格差がどうなっているのかを大まかに計算してみる。計算の結果，16年の４省・区のトウモロコシ生産の収益は15年の全国平均収益より約４割低下したものの，トウモロコシ生産の直接的な生産費(注9)のほかに家族労賃の約75％をカバーできている。一方，15年の大豆の直接支払額が増えたこともあり，これらによってトウモロコシと大豆の輪作体系を崩壊させた収益格差は解消されることになった。

前述したように４省・区の実際の支払単価は中央政府の171元/ムーより低く，おおよそ黒龍江省の154元/ムーの前後となっている。ここで，154元/ムーを４省・区の平均した支払単価とする。

農家の販売価格は1,400元/トンとして，４省・区の平均単収414kg/ムーをかけ合せた580元/ムーが面積当たりの販売額となる。それに154元/ムーの支払単価を加えた734元/ムーが生産者の面積当たりの収入となる。

ここで15年の全国平均トウモロコシ生産コスト，家族労賃および借地地代などを４省・区の16年のものと仮定して収益性を調べる（第３表）。上述した面積当たりの収入734元/ムーから生産費427元/ムーを差し引いた307元/ムーが生産者の所得となり，これは15年における家族労賃447元の68.7％，借地地代を除けば，家族労賃の75.1％をカバーしている（第９図）。いわば，４省・区では，トウモロコシ生産者の所得307元/ムーは15年の全国平均所得523元/ムーに比べて約４割低下したが，生産費を完全にカバーしたうえでそれなりの収益が確保されたとも言える。

一方，直接支払いがなければ，面積当たりの販売額580元/ムーから生産費427元/ムーを差し引いた153元/ムーが生産者の所得となり，これは家族労賃447元の34.3％に過ぎない。したがって，直接支払いの対象と

第3表　全国平均トウモロコシと大豆の生産費と収益

（単位　元/ムー）

	トウモロコシ					大豆				
	08年	10	12	14	15	08年	10	12	14	15
収入（販売額）	683	872	1,122	1,146	950	526	586	707	642	560
生産費	266	288	391	417	427	176	208	271	288	295
物財と作業委託等	243	261	345	365	376	154	165	205	203	202
借地地代	8	13	18	24	29	14	28	46	65	73
雇用	14	15	28	28	22	9	15	21	20	19
所得	417	584	731	729	523	350	378	435	354	265
家族労賃	163	220	370	446	447	79	101	157	197	196
自作地地代	95	124	163	200	210	92	123	150	183	184
純利益	159	240	198	82	△134	178	155	129	△26	△115

資料　第6図に同じ
（注）　生産費は物財費や借地地代，雇用労賃等の直接費用に限る。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第9図　2016年のトウモロコシの収益と生産コスト比較

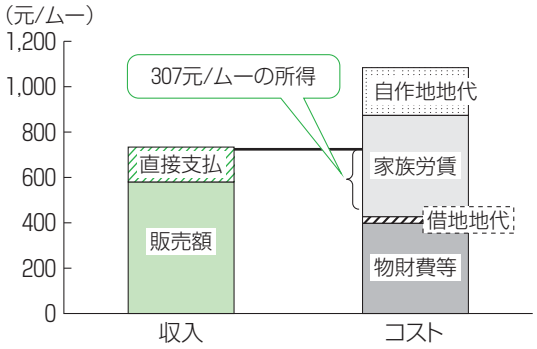

資料　『全国農産品成本収益資料滙編』(2016年版)ほか
（注）　販売額580元/ムーはトウモロコシの16年度の市場販売価格を1,400元/トンとして，4省･区の平均単収414kg/ムーをかけて計算した。コストは15年度の全国平均(『全国農産品成本収益資料滙編』2016年版)を使い，物財費等は雇用労賃を含むが，借地地代を含まない。

第10図　2015年度の大豆の収益と生産コスト比較

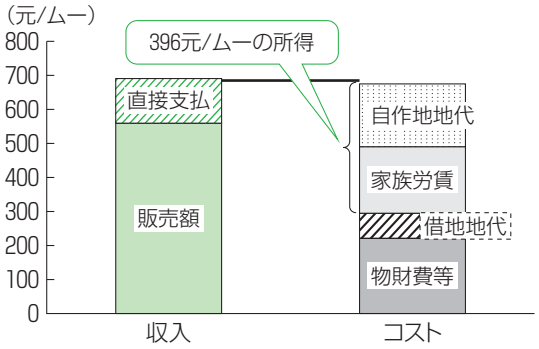

資料　第9図に同じ
（注）　大豆の直接支払単価は黒龍江省の131元/ムーを使う。ほかは全部15年度の全国平均(『全国農産品成本収益資料滙編』2016年版)を使い，物財費等は雇用労賃を含むが，借地地代を含まない。

ならない４省・区以外の地域においては，トウモロコシ生産は赤字にこそなっていないものの，利益の薄い作物となったと考えられる。

また，トウモロコシの収益性が低下する一方，15年度の大豆の収益性は下述のように大幅に改善されたため，両者の収益の格差は解消された。中央財政からの大豆目標価格の支払総額は15年度に市場価格の低下により60億元へと初年度の約33億元より大幅に増えたため目標価格支払単価もその分上がった。例えば，最大産地である黒龍江省においては131元/ムーと前年度の61元/ムーより２倍以上に上がった。

ここで，15年の全国平均の大豆生産費や家族労賃，借地地代および収入と黒龍江省の大豆支払単価を使ってトウモロコシの収益と比較してみる。

15年の全国平均大豆の面積当たりの販売収入560元/ムーに黒龍江省の目標価格支払単価131元/ムーを加えた691元/ムーは生産者の面積当たりの大豆収入となる。この691元/ムーの収入から生産費295元/ムーを差し引いた396元/ムーが生産者の所得となり，これは家族労賃と自作地地代を完全にカバーし，また上述したトウモロコシの所得307元/ムーを上回るようになった（第10図）。

（注９） 本稿でいう生産費は，物財費や借地地代および雇用労賃等の直接費用である。

4　生産者補償制度の国内と世界穀物市場への影響

中国農業はWTO農業合意の低関税によって市場を対外的に大きく開放し，全面的にグローバル化の波に巻き込まれている。結果的に破綻してしまったトウモロコシの価格支持政策は，16年に生産者補償制度という直接支払いに転換したが，またもWTO農業合意の国内農業助成の上限にぶつかり，政策の選択肢は生産刺激的でない「青の政策」か「緑の政策」しかなくなった。仮に

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

16年の生産者直接支払額390億元を「黄色の政策」であれば8.5％のデミニマスを大幅に超えてしまうからである。市場価格が16年より約３割高くその分生産額も高い15年のトウモロコシ生産額4,315億元に対してすら生産者直接支払額390億元はその9.0％になり，デミニマスの上限を突破してしまうのである。

現在，政策転換してまだ１年足らずで，実施方法は４省・区がなお模索している段階であり，結論を出すには早いが，それでも以下のような効果が表れた。

第一に，トウモロコシの作付面積と生産量を削減するという所期の目標が達成できた。トウモロコシの作付面積をみると，16年に全国で前年比約3,000万ムー（200万ha）削減されたが，そのうち，黒龍江省の約1,900万ムー（唐（2017）），内蒙古の約600万ムーが含まれる（内蒙古自治区食糧局（2016））。削減面積は予定していた1,000万ムーを大幅に上回った。

その結果，16年のトウモロコシ生産量は前年比2.3％に当たる508万トン少なくなり，これによって04年から連続12年間の食糧増産トレンドにようやく終止符が打たれることとなった。

第二に，国内市場価格の低下により輸入が前年に比べて大幅に減少した。トウモロコシの市場買付価格は政府の買支えがなくなったため急落し，16年10月に３年２か月ぶりに輸入価格を下回るようになった。こうした傾向はその後も継続し，17年２月に国内市場買付価格は輸入価格を18.5％下回るようになった。

こうした国内市場価格と輸入価格の逆転は輸入の減少に直結した。税関統計によると，16年にトウモロコシの輸入量は前年比33.0％減の317万トン，ソルガムは同37.9％減の665万トン，大麦は同53.3％減の501万トンとともに大幅に減少した。安い輸入品に頼っていた国内の飼料・畜産業界は国産トウモロコシの使用に転換したのである。

また，国内市場価格が輸入価格より２割弱低い状況が一定期間続くのであれば，理屈上はトウモロコシを輸出できる可能性すらある。現実に，北米の大寒波によって米国のトウモロコシの対日輸出量が不足する懸念が浮上した17年３月には，日本の需要家の間で中国からのトウモロコシ輸入が検討された。(注10)

第三に，トウモロコシを原料とする加工業が活性化された。トウモロコシを原料とするコーンスターチやアルコール等加工業は高い国産トウモロコシを使って加工すると赤字になるため，大部分は生産停止か半ば停止の状態となっていた。16年に国産トウモロコシの価格低下により，これら企業は生産を再開するようになった。

国家食糧局によると，17年２月25日まで飼料メーカーや加工メーカー等企業による４省・区の16年度産トウモロコシの買付量はその生産量の７割以上に当たる7,204万トンになった。その中で，最も買付量の大きかった企業は食糧加工大手の中糧集団（COFCO）であり，16年末までに４省・区で買付総量の17％に当たる685万トンのトウモロコシ

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

を買付けた。(注11) 価格支持政策による買付けは全部，国家食糧備蓄総公司（SINOGRAIN）が行われることになっているが，政策転換した現在，ようやくCOFCO等企業の出番となった。

一方，これらの効果とは裏腹に，生産者の収入減と巨額の財政負担という大きな課題が中国に突き付けられている。

上述したように，直接支払いされている４省・区の生産者の収益も前年より減少したが，全国生産量の半分以上を生産しているそれ以外の生産者は直接支払いの対象になっていないため，そのトウモロコシ生産は赤字すれすれの魅力のない作物となった。こうした状況では，生産者のトウモロコシ生産意欲が大きく損なわれ，飼料穀物の基本的自給という中国の食糧安保が脅かされかねない。

もし，トウモロコシの生産を安定させたいなら，何らかの形で生産者の生産意欲を引き上げる必要があるが，上述したWTO農業合意の制約により効果的な生産刺激的措置は限られている。残されているのは，より大きな財政支出が必要な「緑の政策」である。

現段階のトウモロコシ生産者補償は「青の政策」の色合いが強い。しかし,「青の政策」はもともと「緑の政策」に転換する過渡期の政策であり，中国はいずれ「緑の政策」を目指す可能性がある。すでに大豆の目標価格制度を変更する旨は17年の１号文件に示されている。３年間の試行期間を経て，この制度については数多くの零細農家に対する大豆の生産面積測定や確認，支払い等行政コストが高すぎるとの意見が根強い。トウモロコシと大豆の助成策を一つの政策に統一する可能性が考えられる。もし，過去実績に従い，また品目特定をしないなら，それは「緑の政策」となる。

しかし,「緑の政策」は生産促進効果が薄い。生産量を維持したいなら，より多くの補助金が必要となる。高度成長が終わり，成長率が持続的に低下する中国は，今後，財政収入が伸び悩むのは確実で，累積財政赤字も警戒水準に近づいている。その中でトウモロコシの増産にどれぐらい財政資金を増やせるのかは疑問である。予算を手当てできなければトウモロコシ生産量は減少しかねない。

16年にトウモロコシおよびその代替品であるソルガムや大麦等の輸入が大幅減少したように，16年のトウモロコシの政策転換は，短期的には輸入の減少となるが，在庫消化が一服すれば再び輸入が拡大する可能性が考えられる。中国ではトウモロコシ等飼料穀物の需要は年間約２億トンになっているが，その20％が輸入に切り替わるとすれば年間4,000万トンの輸入量となる。これは現在の世界のトウモロコシ貿易量の３割以上という膨大な量ではあるが，中国が適切な価格水準で長期安定的に輸入するとの見通しを生産者が持てば，ブラジルやウクライナはじめ比較的短期間に，供給を増やせる国は少なくない。

96年以降の中国の大豆輸入は今日年間8,000万トン台に達し，米国，ブラジルの農

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

業に大きな利益をもたらした。今後，中国が今の制度を続ければトウモロコシの輸入増大は不可避であり，それは世界の農業にとって新たな需要創出となる。もちろん，中国には飼料穀物以外にも関税率の低い食肉の輸入増大というシナリオもある。中国の穀物政策は変更，調整の過渡期にあり，不透明な要素も多いが，世界の農業にとっては新たなチャンスとなり，同時に世界の穀物市場は新たなステージに向かうのが確実であろう。

(注10)「トウモロコシ，調達に苦戦　飼料用，米の大寒波影響　高い中国産の輸入再開か」日本経済新聞（17年３月８日付）

(注11)「玉米收儲制度改革一年回顧」农民日报（17年２月24日付）

＜参考資料＞

・内蒙古烏蘭察布市財政局・農牧業局（2016）「関於建立玉米生産者補貼制度的実施方案」８月23日
・内蒙古自治区食糧局（2016）「玉米収儲制度改革新聞通気会」11月８日
・内蒙古自治区通遼市人民政府（2016）「建立玉米生産者補貼制度実施方案」８月19日
・吉林省大安市人民政府（2016）「大安市建立玉米生産者補貼制度実施方案」９月14日
・「玉米収儲制度改革系列報道：玉米収購的担子誰来扛」経済日報（2016年12月20日付）
・「玉米補貼発放 租地農戸或仍面臨損失」【財新网】2016年11月９日
・黄季焜，王丹，胡継亮（2015）「対実施農産品目標価格政策的思考」『中国農村経済』５月号
・「黒龍江省玉米生産者補貼標準確定」牡丹江日報（2016年11月１日付）
・黒龍江省人民政府弁公室（2016）「2016年黒龍江省玉米生産者補貼実施方案」７月29日
・黒龍江省統計局（2015）「黒龍江省食品主導産業発展状況」３月18日
・黒龍江省農業委員会，黒龍江省財政庁ほか（2016）「2016年黒龍江省玉米改種大豆輪作補貼試点工作実施方案」８月30日
・財政部ホームページ「中央財政大力支持糧食収儲制度改革」『中国財政報』2016年６月16日
・中共中央，国務院（2017）「中共中央　国務院関於深入推進農業供給側結構性改革加快培育農業農村発展新動能的若干意見」２月５日（2017年１号文件）
・中国網（2016）「東北三省一区取消玉米臨儲　改為『市場化収購』加『補貼』」３月28日
・張晶，王克（2016）「農産品目標価格改革試点：例証大豆産業」『改革』第７期
・陳錫文（2016）「詳解中国食糧政策走向」『中国改革』第３期
・陳菲菲ほか（2016）「大豆目標価格補貼政策効果評析」『中国物価』８月号
・唐仁健（2017）「2017年中央１号文件に関する国務院記者会見」２月６日
・杜鷹（2016）「完善農産品価格形成機制是深化農村改革当務之急」『中国経済時報』９月12日
・農業部（2015）「農業部関於『鎌刀弯』地区玉米結構調整的指導意見」11月２日
・農業部（2016）『全国種植業構造調整計画（2016-2020年）』４月
・遼寧省財政庁，遼寧省農村経済委員会（2016）「遼寧省玉米生産者補貼専項資金管理弁法」８月８日
・王文涛ほか（2015）「大豆目標価格補貼試点政策評価及完善措置」『観察思考』第７期
・平澤明彦（2015）「CAPにおける価格支持制度及びカップル支払いの変更点」『農林水産省平成26年度海外農業・貿易事情調査分析事業（欧州）報告書』３月
・阮蔚（2014）「中国における食糧安全保障戦略の転換──増大する食糧需要に増産と輸入の戦略的結合で対応──」『農林金融』２月号
・阮蔚（2015）「中国における不足払い制度の模索──綿花，大豆での試行と成果──」『農林金融』８月号

（ルアン　ウエイ）

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/